

FP  
スキルアップ  
シリーズ

# 個人顧客 開拓編

ケーススタディ  
実践販売

追補版

平成27年4月制作

## ◆ 平成27年4月制度改正対応版

平成26年4月5日発刊の『FPスキルアップシリーズ/個人顧客開拓編』の内容を補完するものです。

最新データに更新されたページは、本誌の該当ページに貼りこんで利用できるよう、裏面は白地となっております。ミシン目で切り離してご使用ください。

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

# 目次

## 最新データ更新ページ

本誌該当ページ	更新内容	ページ
P13：1行目～	「70歳未満の高額療養費自己負担限度額」が、平成27年1月に改正されたことに伴う記載変更	1
P16：4行目	公的年金の受給資格期間短縮(10年以上への短縮)の開始が、平成29年4月から延期となったことに伴う記載変更	3
P23：17行目～	国民年金保険料が、15,250円(平成26年度)から15,590円(平成27年度)に変更となったことに伴う記載変更	5
P47：4行目	障害等級2級の障害基礎年金が、約77万円(平成26年度)から約78万円(平成27年度)に変更になったことに伴う記載変更	7
P50：図表	遺族基礎年金・中高齢寡婦加算・老齢基礎年金の各金額が、約77万円・約58万円・約77万円(平成26年度)から約78万円・約59万円・約78万円(平成27年度)に変更になったことに伴う記載変更	9
P52：7行目	遺族基礎年金が、約77万円(平成26年度)から約78万円(平成27年度)に変更になったことに伴う記載変更	11
P55：7行目	中高齢寡婦加算が、約58万円(平成26年度)から約59万円(平成27年度)に変更になったことに伴う記載変更	13
P58：13行目	障害等級2級の障害基礎年金が、約77万円(平成26年度)から約78万円(平成27年度)に変更になったことに伴う記載変更	15
P67：2行目～	事例内の妻Bさんの標準報酬月額を24万円から28万円に変更(70歳未満の高額療養費自己負担限度額が細分化されたことに伴う記載変更)	17
P108：10行目～	中高齢寡婦加算が、約58万円(平成26年度)から約59万円(平成27年度)に変更になったことに伴う記載変更	19
P110：最終行	記載の短時間労働者の健康保険・厚生年金の適用拡大のスケジュールは、平成28年10月と確定しているため、「スケジュールどおりに実施されないこともある」旨の記載を削除	21
P115：17行目	中高齢寡婦加算が、約58万円(平成26年度)から約59万円(平成27年度)に変更になったことに伴う記載変更	23
P118：9行目	「70歳未満の高額療養費自己負担限度額」が、平成27年1月に改正されたことに伴う記載変更	25
P121：図表	60歳台前半の在職老齢年金の支給停止調整変更額46万円(平成26年度)が、47万円(平成27年度)に改定されたことに伴う記載変更	27
P122：点線枠内		29
P123：参考		31
P124：7行目～	「もうすぐ相続税の増税が控えています」としている記述を増税後の記載に変更	33
P147：参考	平成27年10月以降の新たな保険料後納制度についての記載を追加	35
P152：3～9行目	要支援1・2の給付の一部につき、地域支援事業に移行されることが平成27年度から29年度までに実施となることに伴う記載変更	37
P153：3行目～	一定以上の所得のある人の介護保険サービス利用時の負担割合が、2割となることが平成27年8月から実施されることに伴う記載変更	39
P154：下から6行目		41

- 本書の全部または一部の複写・複製・転載および電子データへの変換・ネットワーク上への入力等は、著作権法上の例外を除いて、禁止します。利用されたい場合は、事前に小社宛にご連絡ください。
- 小社調査データの使用については、小社への使用許諾が必要ですので、予めお問い合わせください。その他の各種調査データの内容・使用等の確認は、それぞれの出典元に直接お問い合わせください。
- 落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

## ●70歳未満の高額療養費自己負担限度額

区分	所得区分	自己負担限度額	多数該当
ア	標準報酬月額83万円以上 (年間所得901万円超)	252,600円+(総医療費-842,000円)× 1%	140,100円
イ	標準報酬月額53万円以上83万円未満 (年間所得600万円超901万円以下)	167,400円+(総医療費-558,000円)× 1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28万円以上53万円未満 (年間所得210万円超600万円以下)	80,100円+(総医療費-267,000円)× 1%	44,400円
エ	標準報酬月額28万円未満 (年間所得210万円以下)	57,600円	44,400円
オ	低所得者・住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除は控除しない)のことです。

※高額療養費を申請する月以前の直近の12カ月の間に高額療養費の支給を受けた月が3カ月以上ある場合は、4カ月目から「多数該当」の扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

たとえば、標準報酬月額53万円の人の場合、区分イに該当します。

その人が総医療費100万円の治療を受けた場合の自己負担限度額は

$167,400円 + (1,000,000円 - 558,000円) \times 1\% = 171,820円$

となります。

## 3 傷病手当金

### ①支給要件

傷病手当金は、病気やケガで働けなくなった場合の生活を保障するための健康保険の制度で、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。ただし、市区町村を保険者とする国民健康保険では任意給付であり、ほとんど支給されていません。

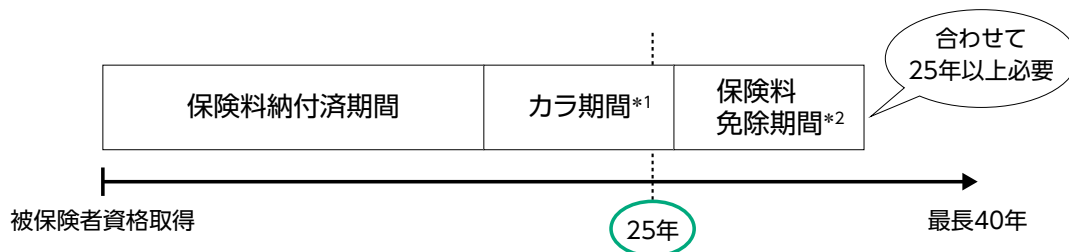
### ●傷病手当金の支給条件

病気やケガで療養中であること
療養のために仕事に就けないこと
連続3日間仕事を休んだこと

## 4 公的年金の受給資格期間

老齢基礎年金を受給するには、20歳～60歳までの被保険者期間のうち、受給資格期間（「保険料の納付済期間」+「カラ期間」+「保険料免除期間」）が、原則25年以上あることが必要となります。

※平成29年4月より「25年以上」から「10年以上」で受給資格期間を満たし、年金受給が可能となる予定です。



カラ期間\*1とは、合算対象期間ともいい、「受給資格期間の判定には含めることができるものの、年金額の計算には含まれない期間」のことです。

また、保険料免除期間\*2とは所得が少ない等の理由により保険料納付困難と認められた期間のことです。

現在、生活保護を受けている等の方々のための「法的免除」に加え、所得に応じて保険料の「全額免除」「3/4免除」「半額免除」「1/4免除」の4種類があります。また、学生のための「学生納付特例」と、30歳未満の低収入者のための「若年者納付猶予」などもあり、後から追納することが可能です。

区分	所得区分等	年金額への反映	追納可能期間
法定免除	生活保護を受けている等	1/2	10年
全額免除	所得57万円以下(単身の場合)	1/2	10年
3/4免除	所得93万円以下(単身の場合)	5/8	10年
半額免除	所得141万円以下(単身の場合)	6/8	10年
1/4免除	所得189万円以下(単身の場合)	7/8	10年
学生納付特例	本人の所得118万円以下	0	10年
若年者納付猶予	所得57万円以下(単身の場合)	0	10年

(注) 年金額への反映は平成21年4月以降分の割合

## 人口分布から公的年金等を考える

総務省が発表する「人口推計」より、現在の日本の姿を考えてみましょう。  
 これによると、日本の総人口は1億2,727万人となっています。  
 そして、年代ごとの人口は以下のとおりです。

0～14歳人口	約1,649万人（総人口に占める割合 12.9%）
15～64歳人口	約7,947万人（総人口に占める割合 62.1%）
65歳以上人口	約3,140万人（総人口に占める割合 25.0%）

〔総務省統計局「人口推計（平成25年9月報）」〕

### ●年代ごとの人口から公的年金の姿を想像すると

ご存知のとおり、日本の公的年金は原則65歳からの支給開始となっています。65歳以上人口の総人口に占める割合から、ほぼ4人に1人（＝1億2,727万人中3,140万人）が「年金受給世代」となっていることがわかります。

一方、全国民が加入する国民年金は20歳～60歳までが原則の加入年齢であり、これを「保険料支払世代」とすると、この層の人口は（上の表には出ていませんが）6,330万人程です。人口構成から考えれば、大雑把に言って「2人の保険料支払世代で1人の年金受給世代を支えている（＝6,330万人中3,140万人）」こととなります。

### ●平成27年度の国民年金の保険料は月額15,590円だが…

さて、毎年のように上がり続けてきた国民年金保険料ですが、平成27年度は前年度に比べて340円上がり、15,590円となっています。これは、本来16,380円となるべきであったものが、消費者物価指数や過去の賃金下落率などを勘案した保険料改定率を乗じて調整されたものです。この15,590円を1年間支払ったとすると約19万円になりますが、一方で国民年金に40年間加入した場合にもらえる年金額は約78万円です。

公的年金の考え方は「世代間扶養」であり、現役世代の支払った保険料で年金受給者を支える形が基本となっています。2人の現役世代が19万円ずつ（計38万円）支払って、年金受給世代は78万円の年金をもらうわけです。過去の積立金があるとはいえ、これだけだと台所事情は大赤字でたちどころに破綻してしまうため、半分を国庫負担としています。

もちろん、保険料を支払っていない期間に相当する分がもらえなかったり、死亡率等を加味した数理計算などを取り入れているために、公的年金の仕組みはこれほど単純ではありませんが、そのようなことを割り引いても年金財政が厳しいことに変わりはありません。

### ●働き盛りの年代までは男性の方が多い

人口の男女比を見ると、男性6,189万人に対し、女性が6,538万人となっており、男女比では女性の方がやや多いことがわかります（男性48.6%：女性51.4%）。

しかし、年代別にみると0歳から54歳までは男性の方が多く、55歳以降に逆転して女性の方が多くなっています。5歳きざみの人口で見ると、若い年代では例外なく男性の方が多いのが非常に興味深いところです。

①傷病手当金

36万円×2/3=約24万円

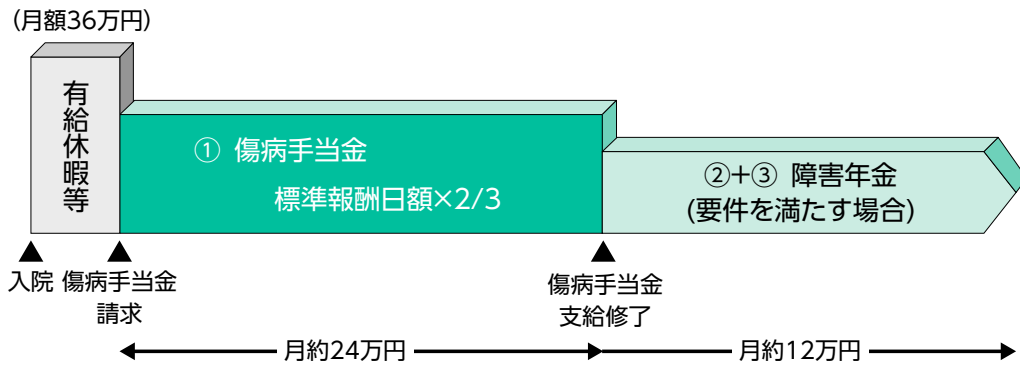
②障害基礎年金

約78万円÷12=約6.5万円

③障害厚生年金

40万円×5.481/1,000×300月÷12=約5.5万円

となりますので、傷病手当金から障害年金の受給金額の推移のイメージは以下のようになります。

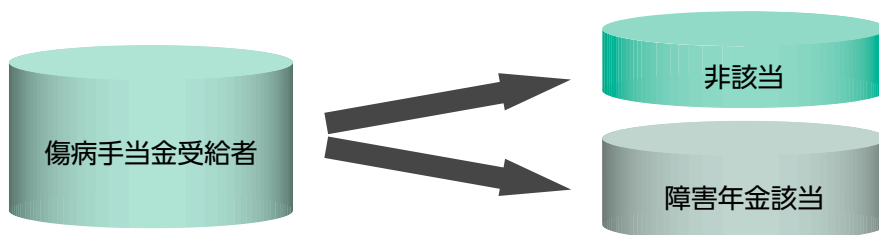


※市区町村の運営する国民健康保険では任意給付ですので、多くの自営業者に傷病手当金の支給はありません。

上記の障害年金には、「子の加算」と「配偶者の加給年金」を加味していませんが、1カ月あたりの加算額は以下の金額が目安であり、一般的に障害年金の受給金額は傷病手当金を上回りません。

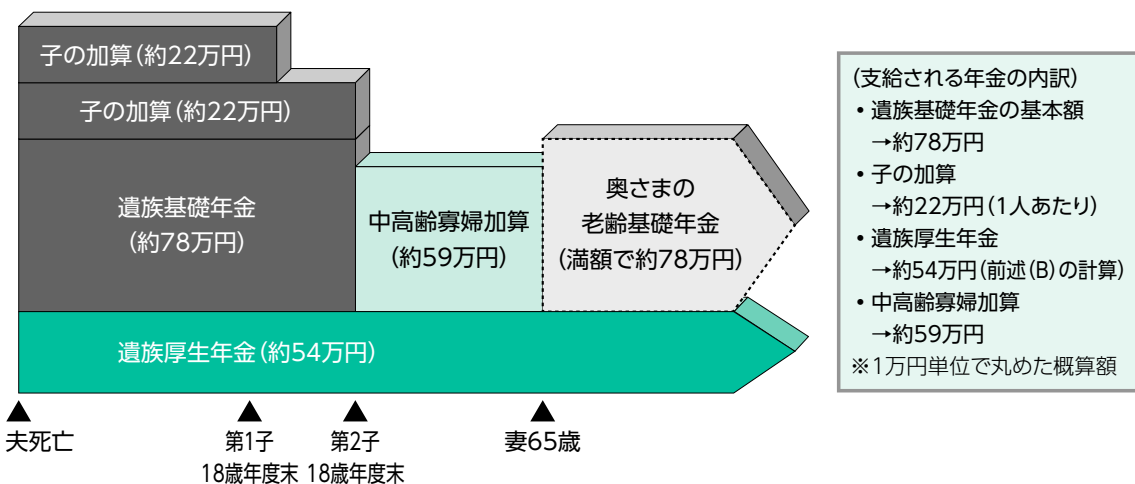
i) 障害基礎年金の子の加算	
1人目・2人目	1人につき約1.8万円/月
3人目以降	1人につき約0.6万円/月
ii) 障害厚生年金の配偶者加給年金	
約1.8万円/月	

もし障害年金の受給要件に該当しなければ、1年6カ月後に公的保障からの給付はなくなります。



傷病手当金を受給しているからといって、すべての人が障害年金を継続して受給できるわけではありません。

## ●遺族年金のイメージ図



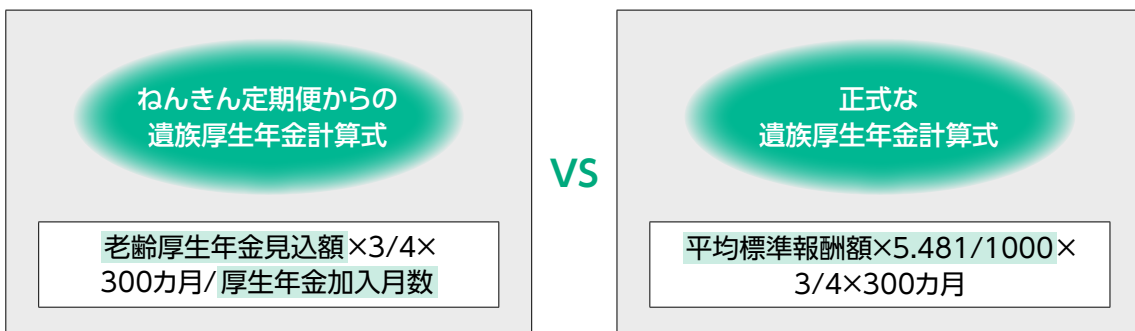
遺族年金のうち、年金額算出の際に過去の報酬や加入歴などの細かい情報が必要なのは「遺族厚生年金」だけであり、遺族基礎年金や中高齢寡婦加算は定額です。

ねんきん定期便を活用すれば、このように、遺族年金の全体像を推測することが可能になります。

### 3 過去の平均年収の推測

さて、ここまで「ねんきん定期便」から遺族厚生年金の概算を推測しましたが、ねんきん定期便からは「平均標準報酬額」も算出可能です。ここからおおまかな平均年収を算出することができます。

## ●手順



上の2つの式から  $\text{老齢厚生年金見込額} / \text{厚生年金加入月数} = \text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1000$

という式が成り立ちます。

## 5 その後の展開

佐藤は「ねんきん定期便」で遺族厚生年金を計算しながら木内に言った。

「自営業の方なども共通に保障される遺族基礎年金に加えて、木内様の場合、遺族厚生年金も支給されます。この計算で木内さまに万一のことがあった場合のご遺族への合計の年金額がわかりました。木内さまの場合、お子さまが高校を卒業するまでの間、年間約175万円という結果です」

遺族基礎年金→約122万円、遺族厚生年金→約54万円 (P.50参照)

佐藤の計算結果を見て、木内は唸った。

「う～ん、年間200万円にも届かないのか。今の保険の保険金額が3,000万円なんだが、300万円ずつ生活費や教育費に充てたとしても10年しか持たないということは、上の子どもが17歳のときには使い切ってしまうということか…」

「はい。しかも、遺族基礎年金はお子さまが高校卒業までの保障が基本です。もちろん、厚生年金から中高齢寡婦加算という奥さまに対する保障はありますが、遺族基礎年金の受取額には到底およびません」

「いままで何度か保険の営業の人に、万一の場合のシミュレーションをしてもらったことはあるんですが、数字の羅列の一覧表で説明されてもなんとなくピンとこなかったんですよ。なんだか自分のことじゃないみたいな感じでね。でも、こうしてねんきん定期便を使った数字を示されると『これは自分のことなんだ』と思えるものですね」

木内のつぶやきを受けて、佐藤は答えた。

「ありがとうございます。決していままでのシミュレーションが悪いわけではないと思いますが、予想数字が入るケースが多いですからね」

「予想数字とは、何のことですか？」

何のことを言われているかわからない木内に向かって佐藤は続けた。

「はい。遺族厚生年金を計算するには、過去の報酬の平均額を使って計算しなければいけません。平均標準報酬月額とか、平均標準報酬額と言われるものなのですが、その正確な数字を知っている人はほとんどいません。現に私自身も、自分の平均標準報酬額については正確な数値は知りません」

「佐藤さんでもわからないんですか？」

「ええ、過去の報酬を修正する再評価率などを掛け合わせて補正されているようですから、いったいいくらになっているのやら、まったくわからないというのが正直なところです。多くのシミュレーションは『だいたいこのぐらいの平均標準報酬額だろう』という感じで遺族年金などは算出されているはずですよ。ですから、『なんとなく自分のことじゃない感じが』してしまうのではないのでしょうか。まあ、ねんきん定期便ができるまでは、そうするしか方法がなかったわけですけど…」

「なるほど、そういうわけだったんですね。よくわかりました」



## ●中高齢寡婦加算

遺族基礎年金は、末子が18歳になる年度末(障害等級1・2級の場合は20歳前まで)になると支給が終了してしまいます。また、その年齢に該当する子どもがいなかった場合には最初から遺族基礎年金は支給されません。このように、子どもがいる場合といない場合では受給額には大きな差が出てしまいます。この差を埋めるために遺族厚生年金に上乗せされるのが「中高齢寡婦加算」です。

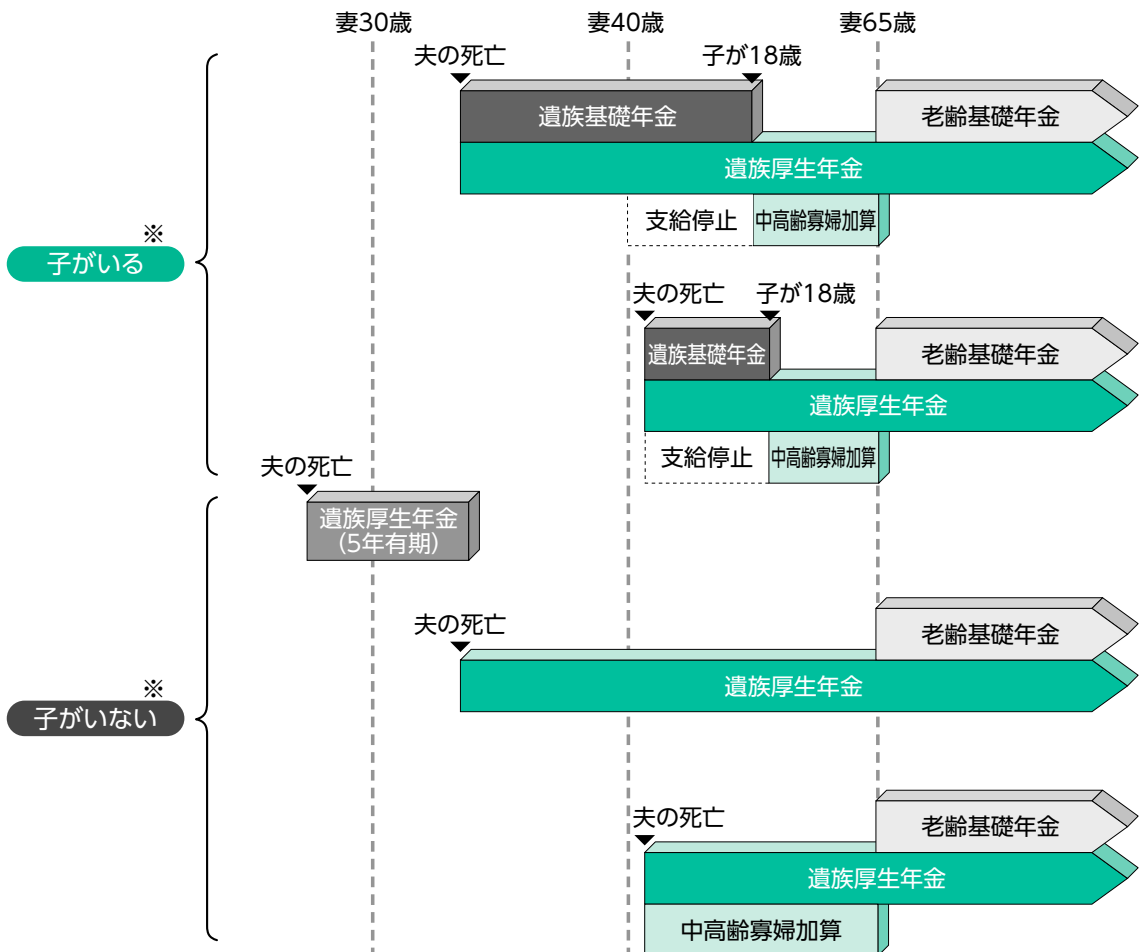
中高齢寡婦加算は、夫死亡時に40歳以上の妻に対し、妻が40歳から65歳になるまで加算され、その金額は定額で約59万円(月約4.9万円)となっています(平成27年度価格)。

中高齢寡婦加算は、遺族基礎年金と重複して受け取ることはできません。

夫の死亡時に妻が40歳以上であっても、18歳年度末までの子(障害等級1・2級の場合、20歳未満までの子)がいれば遺族基礎年金を受け取れることになり、その間、中高齢寡婦加算は支給されません。

この場合、遺族基礎年金が消滅(子どもが18歳の年度末(障害等級1・2級の場合は20歳)に達した後)してから中高齢寡婦加算を受け取ることになります。

## ●遺族年金と中高齢寡婦加算のイメージ



※子とは、18歳の年度末(障害等級1・2級の場合は20歳)に達するまでの未婚の子どものことを指す。

を超える負担を強いられます。その他に国民年金の保険料(年間18万円程度)まで追加で払えというのは、ある程度所得が高くてもしっかりというのが実情なのでしょう。

20歳を超えれば成人であるとはいえ、まだまだ親が金銭的な負担をしているケースは多く、子どものために国民年金の保険料を払ってやるべきかどうか悩んでいる人も多いようです。

「他の人はどうなの?」ということが気になるのが我々日本人ですが、大学生を抱える親御さんには学生納付特例の利用割合などの情報を教えてあげたいものです。

ただし、学生納付特例には手続きが必要です。手続きをしないと「滞納」になってしまいます。

先の表を見ていただきたいのですが、1割強(12.3%)の学生は滞納者となっています。万が一、障害状態に該当したとしても、保険料を滞納していると障害年金の受給資格は発生しません。手続きひとつ怠ったことで、生涯数千万円の保障(障害等級2級であれば、20歳~65歳までの45年間で3,500万円程度(78万円×45年間))が受けられないことになるのです。

子どもの国民年金の保険料まで負担する必要はないにしても、手続きだけは面倒がらずに子ども自身にさせておく(手続きの必要があることを教える)ことが大切なのではないでしょうか。

## 事例

夫：Aさん(39歳、協会けんぽ被保険者・標準報酬月額38万円)  
妻：Bさん(38歳、▲▲健康保険組合被保険者・標準報酬月額28万円)  
長男：Cくん(13歳、夫のAさんの被扶養者)

### ●1か月にかった医療費の内訳

	医療費(保険診療分)	自己負担分(3割)
Aさん	100,000円	30,000円
Bさん	150,000円	45,000円
Cくん	200,000円	60,000円



世帯合算は、被保険者と被扶養者の組み合わせでしか行えないため、Bさんは世帯合算の対象となりません。

したがって、AさんとCくんの2人分で世帯合算を行います。

$$80,100円 + \frac{Aさんの医療費 + Cくんの医療費}{自己負担限度額} \times 1\% \\ = 80,100円 + 330円 = 80,430円$$

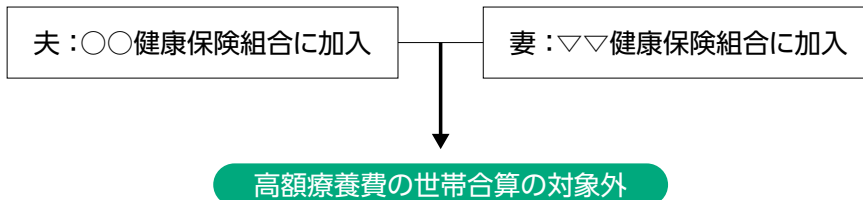
したがって、高額療養費の支給額は

$$\frac{AさんとCくんの自己負担額}{自己負担限度額} \times 高額療養費支給額 \\ (30,000円 + 60,000円) \div 80,430円 = 9,570円$$

この事例の場合、Aさん・Cくんのいずれも単独では高額療養費の自己負担限度額に達していないため、いったんは病院窓口で全額を支払う必要があります。

このように夫婦がそれぞれ被保険者となっている場合、高額療養費上は同一世帯とみなされないため、両者の医療費は世帯合算の対象になりません。その結果、Aさん・Bさん・Cくんの3人分の3割自己負担額が135,000円となるにもかかわらず、高額療養費で還付されるのは1万円にも満たないということになります。

なお、世帯合算は1レセプト(診療報酬明細書)あたりの自己負担額が21,000円以上とされない限り対象とならないことにも注意が必要です(70歳未満の場合)。



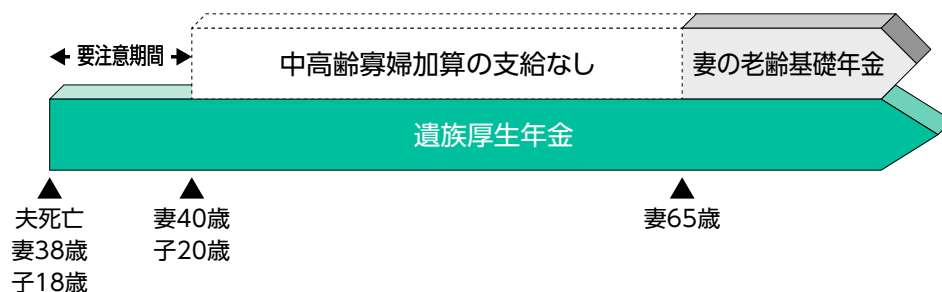
## 6 押さえておきたい関連知識

### 1 中高齢寡婦加算の保障のないケース

平成19年3月までは、中高齢寡婦加算は「35歳以上の妻」であれば受給権を取得できた(実際の支給は40歳から)のですが、現在は受給権を取得できる妻の年齢は「40歳以上」に変更になっています。

30歳代でご夫婦だけ、または子どもがいたとしても高校を卒業しているご家庭の奥さまには中高齢寡婦加算は支給されません。

たとえば、お子さまが高校を卒業したときに奥さまの年齢が38歳であれば、奥さまが40歳になるまでの期間にご主人が亡くなっても、奥さまに中高齢寡婦加算を受け取る権利はありません。



この場合、中高齢寡婦加算の支給額は年間59万円ほどですが、65歳に達するまでの25年間すべてにわたり支給されないこととなりますので、1,500万円近い(=59万円×25年間)金額の保障がないことになります。

お子さまが大学生になるため教育資金が必要となったとしても、高校を卒業してしまえば遺族基礎年金も支給されません。残された奥さまは、わずかな遺族厚生年金だけでお子さまの大学の入学金や授業料などの教育資金を工面しなければならなくなるのです。

### 2 「103万円の壁」と「130万円の壁」

#### ■103万円の壁

パートなどで、年間収入を「103万円」までに抑える場合があります。この金額以上に収入を得ると、自ら所得税を支払わなければならないことに加え、夫の方も配偶者控除の適用が受けられなくなり、課税所得が増えてしまいます。そのため、103万円以内の就労調整をすることを「103万円の壁」といいます。

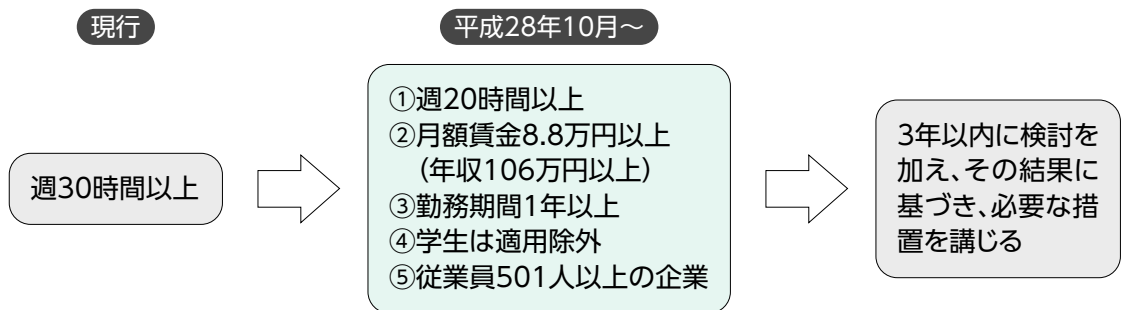
## (法改正情報)

### ◆ 年金機能強化法

(短時間労働者への健康保険の適用拡大 - 厚生年金と同時適用)

現在、厚生年金と健康保険の適用基準は同一であり、適用範囲が拡大されることは厚生年金保険料と健康保険料の両方の負担が増えることにつながります。そのため、反対する業界などもありましたが、公的保障の充実の面から導入が決定されました。

まずは、大企業に勤務するパート労働者等を対象に適用拡大を図りますが、その後も継続して適用範囲の拡大などを検討していく予定となっています。



## 2 この世代の心配事・悩みから探るニーズ喚起

この世代は、子どもの教育資金の出費がピークを過ぎているケースも多く、住宅を取得した人の中にはローンの返済も目処がついてきたという人もいます。

家族に対する責任が段々と減り始める一方、自らの老後生活のことも考えていかなければならない世代といえます。

収入的には比較的高額ではありますが、「役職定年」等により収入ダウンとなっている人も多いようです。

まだまだ一家の大黒柱ではありつつも、その役目を終えるタイミングを意識しながら間近に迫りつつある老後生活への経済的な心配も不安の種として抱えています。

健康のことも心配で、介護の問題も自身のこととして意識してくるようになっていきます。

### 1 万一のときの心配

お子さまがいる場合であっても、高校を卒業してしまえば、公的年金の制度上、奥さまは「子のない妻」です。  
子のない妻への遺族保障は手薄です。

お子さまが高校を卒業していたとしても、年収850万円未満等の一定の要件を満たせば、奥さまに遺族厚生年金が支給されます。  
それに加え、上乘せ保障である中高齢寡婦加算(年額約59万円)が支給されます。ただし、中高齢寡婦加算は奥さまが65歳になるまでの期間限定です。

この世代の奥さまは、多くの場合40歳以上と考えられますので、本人に万一のことがあった場合は「遺族厚生年金」と「中高齢寡婦加算」の支給が期待できます。

ただし、遺族年金だけでは満足な生活を送れるだけの収入とはならないことはいうまでもありません。

### 2 病気・ケガ・介護のときの懸念

生活習慣病の心配や、自分自身が介護されることを心配しなければいけないことが現実となってしまうかもしれない年代です。  
いつ、どのようなことになったとしても安心してられるようにしたいものですね。

誰しも年齢を積み重ねるにつれ、病気やケガ・介護に対する心配事は増えてしまうものです。  
一家の大黒柱の入院や介護は、家計収支の悪化を招きます。

## 2 病気・ケガ・介護のことを考えた場合…

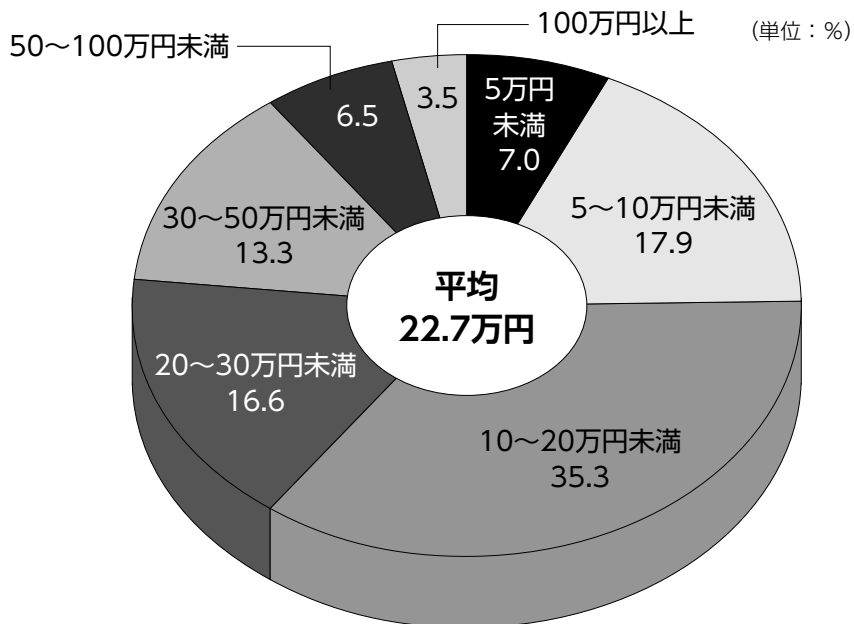
多くの経験を積み、病気やケガでの入院等には相応の出費が必要であることを頭で理解している人は多いですが、実際の出費額を具体的に想定できる人は意外に少ないものです。

病院などの医療機関にかかった場合、治療費などの医療費そのものの負担は3割の自己負担で済むのはすでに触れたとおりです。

しかし、入院したときの食事代(1食260円)や、個室を利用したときの差額ベッド代[1日あたり5,820円「厚生労働省：(平成24年7月1日現在の主な選定療養に係る報告状況)」(P.32参照)]など、3割の治療費負担以外の自己負担も忘れてはいけません。

高額療養費制度により治療費そのものの自己負担限度額は8万円程度(標準報酬月額28万円以上53万円未満)に抑えられていますが、食事代や差額ベッド代などを含めると、20万円以上の自己負担がかかっているのが現実です。

### ●直近の入院時の自己負担費用



※過去5年間に入院し、自己負担を支払った人の平均額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含む、高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

[生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」]

また、この年代は生活習慣病にかかる割合が増える年代です。何かしらの持病を持っている人も多く、既契約の安易な見直しは新契約査定において加入を断られる可能性もありますので、慎重に行う必要があります。比較的所得が高い分だけ、入院して収入が減ってしまう場合のダメージは大きく、入院日額等の見直しや先進医療に対する保障なども考慮したいところです。

介護保障について、65歳になるまでは第2号被保険者のままであり、老化を原因とする16種類の特定疾病しか保障の対象にはならないため、介護に対する保障を検討する余地が大いにあります。

## ①60歳台前半の在職老齢年金

$$\text{基本月額} = \text{特別支給の老齢厚生年金の1/12}$$

※特別支給の老齢厚生年金＝「定額部分」＋「報酬比例部分」

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{その月の標準報酬月額} + \frac{\text{その月以前1年間の標準賞与額の総額}}{12}$$

### ●60歳台前半の在職老齢年金の計算式

		支給停止(月額)	
●基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下		0円	
●基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円超	基本月額 28万円以下	総報酬月額相当額が47万円以下	$(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 28\text{万円}) \times 1/2$
		総報酬月額相当額が47万円超	$(47\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円})$
	基本月額 28万円超	総報酬月額相当額が47万円以下	総報酬月額相当額 $\times 1/2$
		総報酬月額相当額が47万円超	$47\text{万円} \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円})$

※加給年金がある場合は、加給年金を除き上記の式で計算。全額支給停止になると加給年金も支給停止。



## 具体例

特別支給の老齢厚生年金：(報酬比例部分110万円、定額部分70万円)  
 当月の給与：(標準報酬月額)18万円  
 賞 与：(標準賞与額)以前1年分24万円



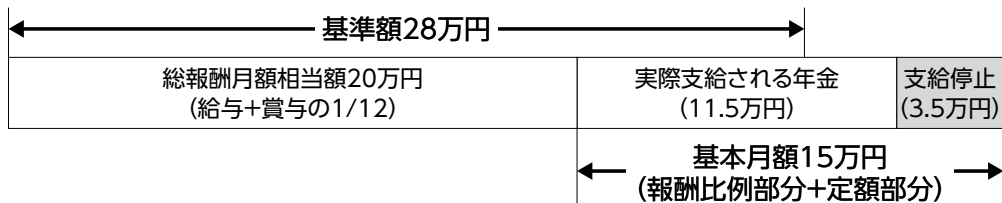
- 基本月額=(110万円+70万円)÷12カ月=15万円
- 総報酬月額相当額=18万円+(24万円÷12カ月)=20万円

基本月額28万円以下、総報酬月額相当額47万円以下の欄に相当する計算式にあてはめて、

$$\begin{aligned} \text{〔支給停止される年金額〕} &= (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 28\text{万円}) \times 1/2 \\ &= (15\text{万円} + 20\text{万円} - 28\text{万円}) \times 1/2 \\ &= 3.5\text{万円} \end{aligned}$$

したがって、3.5万円が支給停止となります。

## ●イメージ図



## ■在職老齢年金の計算早見表

上のように在職老齢年金の計算は非常に複雑で、通常は以下のような表にあてはめて金額を算出します。

## ●60歳台前半の在職老齢年金早見表

総報酬月額相当額	基本月額				
	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円
10万円	5万円	10万円	15万円	19万円	21.5万円
12万円	5万円	10万円	15万円	18万円	20.5万円
15万円	5万円	10万円	14万円	16.5万円	19万円
16万円	5万円	10万円	13.5万円	16万円	18.5万円
18万円	5万円	10万円	12.5万円	15万円	17.5万円
20万円	5万円	9万円	11.5万円	14万円	16.5万円
22万円	5万円	8万円	10.5万円	13万円	15.5万円
24万円	4.5万円	7万円	9.5万円	12万円	14.5万円
26万円	3.5万円	6万円	8.5万円	11万円	13.5万円
28万円	2.5万円	5万円	7.5万円	10万円	12.5万円
30万円	1.5万円	4万円	6.5万円	9万円	11.5万円
32万円	5千円	3万円	5.5万円	8万円	10.5万円

たとえば前述の事例であれば、基本月額が15万円で、総報酬月額相当額が20万円ですから、在職老齢年金として支給されるのは11.5万円(3.5万円の支給停止)となります。



### 【60歳台後半以降の在職老齢年金】

$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金の1/12}$$

※老齢基礎年金は基本月額には含まれない

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{その月の標準報酬月額} + \frac{\text{その月以前1年間の標準賞与額の総額}}{12}$$

#### ■在職老齢年金の計算(年金支給停止額の算出)

基本月額(加給年金を除いた老齢厚生年金の12分の1の額)と、総報酬月額相当額との合計額が47万円を超えるときは、その超えた額の半分の老齢厚生年金が支給停止されます。

47万円を超えないときは、老齢厚生年金は支給停止されません。

60歳台後半以降の在職者の在職老齢年金の仕組みが適用されるのは老齢厚生年金の部分だけで、老齢基礎年金は全額支給されます。

①	(基本月額+総報酬月額相当額) ≤ 47万円	支給停止なし
②	(基本月額+総報酬月額相当額) > 47万円	47万円を超えた額の1/2が支給停止
③	(基本月額+総報酬月額相当額-47万円)×1/2 > 基本月額	全額支給停止

60歳台前半の在職老齢年金と同様に、加給年金が支給される場合がありますが、加給年金は老齢厚生年金の一部が支給停止されていても全額支給されます。老齢厚生年金の全額が支給停止される場合は加給年金も支給停止となります。

## 5 その後の展開

次の面談時、山岸は保険証券を持ってきた。

「これが私の加入している保険のすべてです。これからの私と妻のために最適なプランニングをお願いできますか？」

山岸の問いかけに対し、佐藤は口を開いた。

「ありがとうございます。一般的なお話をさせていただきますと、お子さまが独立してご夫婦お二人だけのことを考えるのであれば、死亡保障を減らして老後や介護の保障を厚くする方が良いとのアドバイスになります。ただ、相続税が増税となっています。具体的に言いますと、『5,000万円+1,000万円×法定相続人の数』の基礎控除部分が、『3,000万円+600万円×法定相続人の数』というように4割減となるところなんです…」

佐藤の説明に山岸は口を開いた。

「なるほど、そうすると私の自宅や預貯金などのすべての財産をトータルに評価し、それに対して適切な保険金額かどうかという総合的な視点が必要になってくるわけですね」

「おっしゃるとおりです」

「わかりました。ただ、財産全部の金額を把握するとなると、いますぐにというわけにはいかなくなってしまいますね」

「ええ、確かに長期戦です。しかし、それでは今日お話をさせていただいている意味がなくなってしまいます。どうでしょう、相続の視点以外の部分でのアドバイスをさせていただくというのは？」

佐藤の提案に山岸は同意し、60歳定年後のライフプラン上の注意点の説明を求めた。

「まず、60歳以降に働く場合、在職老齢年金という制度があります。これは年金を受けながら働く場合、調整がかけられて年金額が減らされるというものです。山岸さまの場合は昭和29年のお生まれですから61歳から特別支給の老齢厚生年金という年金が受け取れますが、その時には在職老齢年金に注意を払っていただくことが必要です」

「なるほど。ですけど、かなりの給料をもらわない限り大丈夫なんですか？ 60歳になったら給料は半分程度になるみたいですから、まったく心配していないんですが…」

「ところがそうでもありません。調整は『給料プラス過去1年分の賞与の12分の1』と『毎月の年金額』を合算したもので決まります。その額が28万円を超えた場合、超過部分の2分の1が減額されることになります」

「なんですって？ 簡単に言えば、『給料と年金の合計』が28万円を超えたら調整されるということですか？」

「そうですね、意外に基準額が低いとお感じになられるのではありませんか？ 働

## 6 押さえておきたい関連知識

### 1 女性の年金に関する手続き

年金は被保険者の種別が変わるたびに届け出が必要ですが、ご主人が定年を迎えて「再就職するか、しないか」という選択によっても女性の年金の受取額等が変わります。

ご主人の職業次第では、自分自身が自分で保険料を支払わなければならないこともありますし、その手続きを怠ると滞納とみなされ、障害年金が受け取れなくなったり老後の年金額が減ってしまうことにもなりかねません。

#### ■ご主人(65歳未満)が転職・再就職した場合の奥さま

第3号被保険者である奥さま(年収130万円未満の被扶養配偶者)は、引き続き第3号被保険者となります。

ご主人が再就職する間に空白期間があれば、夫婦ともにいったん第1号被保険者になるため、「国民年金被保険者資格種別変更届」の提出が必要です。

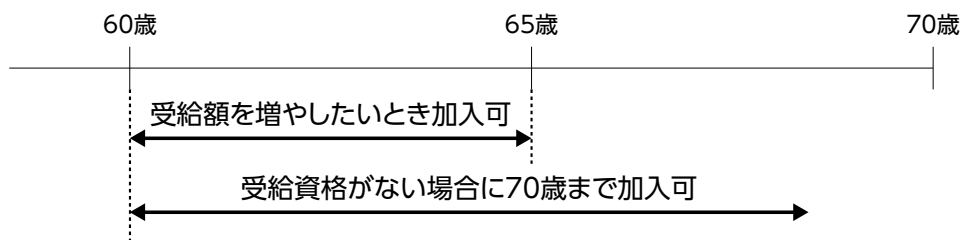
#### ■ご主人(65歳未満)が再就職しない場合(自営業となる場合も含む)の奥さま

会社員の夫が定年退職したり、自営業になった(第2号被保険者→第1号被保険者)場合、奥さまが60歳未満であれば第3号被保険者から第1号被保険者になるので、種別変更届を提出し、国民年金保険料を納める必要があります。

種別変更届の手続きを怠り、そのままの状態にしておくことと滞納扱いとなります。

奥さまが60歳以上の場合は、国民年金の加入義務はありませんが、年金を満額に近づけたければ、65歳になるまで任意加入できます。65歳になっても受給資格期間の25年を満たせない場合は、受給資格が生じるまで(最長70歳になるまで)任意加入(昭和40年4月1日以前生まれの人に限り)できます。

#### ●国民年金を増やしたいときの任意加入



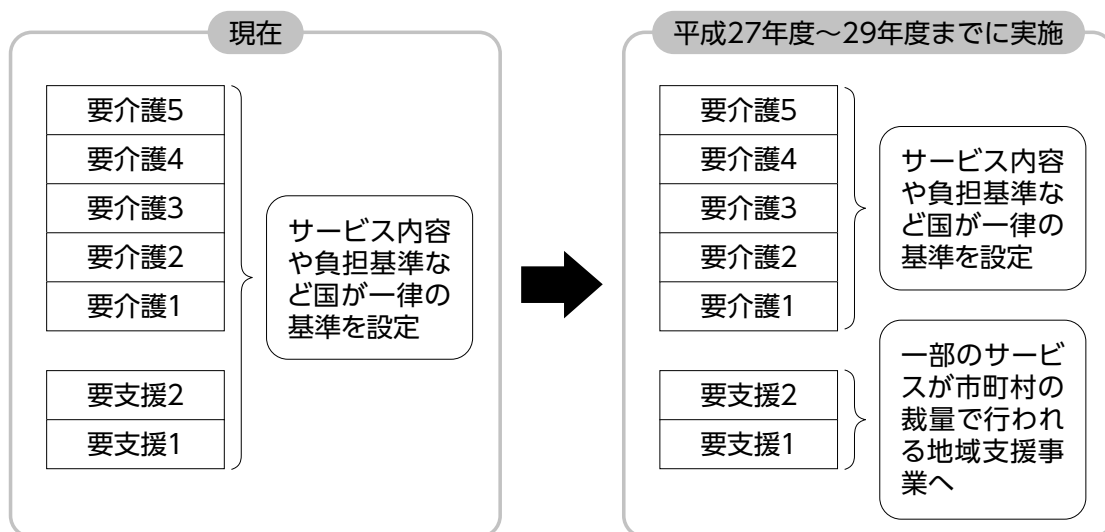
参考 滞納した場合、さかのぼって保険料が払えるのは2年間分ですが、平成24年10月から過去10年間分の追納が年金確保支援法により3年間の特例として実施されています。平成27年10月以降は、過去5年以内の期間について後納保険料の納付が可能となります(平成30年9月まで)。

## (法改正情報)

### ◆ 要支援の給付が介護保険給付から切り離される

従来は、要介護・要支援ともに、サービスの種類・内容・運営基準・単価は国が定めていましたが、支援を必要とする高齢者が困っていることは、「買い物」であったり、「家の中の簡単な修理」であったり、「掃除」「通院の付き添い」「ごみだし」など、定型的な公的介護保険のサービスになじまない生活支援的なものがあります。

そのため、要支援者に対するサービスに「生活支援サービス」を組み入れ、より地域の実情に応じたサービスを受けてもらうため、「要支援1・2」の給付の一部が、市町村が運営する「地域支援事業」に移行されることになりました。



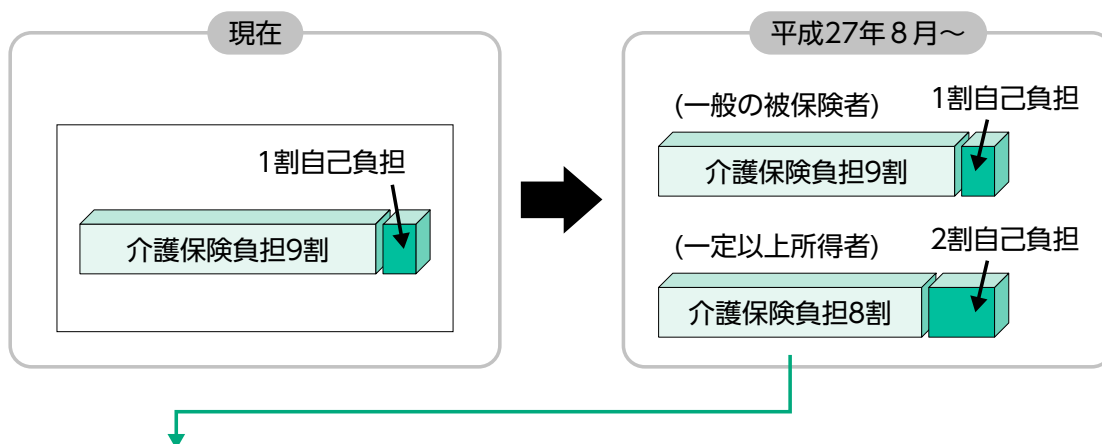
地域支援事業とは「要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援すること」を目的に、各市町村が実施しているものです。

新たな地域支援事業においては、サービスの提供者はボランティアであったり、NPOであったり、元気な高齢者であったりと、多様な主体の参加を求められており、サービスの内容や単価設定についても、全国一律のものではなく、地域の実情を把握している市町村が主体的に決めるべきものと想定されています。

「要支援1・2」の一部の給付が市町村の事業になるということは、市町村ごとの差異も発生してしまう懸念もあり、行く末が注目を集めています。

## ◆ 自己負担割合が1割から2割へ

平成12年の制度スタート時から「一律1割負担」が介護保険の特徴のひとつでしたが、介護サービスの利用者が増加していることもあり、“一定以上の所得がある人”については、平成27年8月から「2割負担」に引き上げられます。



### ●一定以上所得者の基準

収入から公的年金等控除などを差し引いた所得が  
年160万円以上、かつ年金収入で280万円(夫婦であれば346万円)以上

なお、一定以上所得者に該当するかどうかについては、個人ごとに判断されるため、夫婦であっても「夫が2割負担、妻は1割負担」といったケースもあり得ることとされています。

一定以上所得者の2割負担については、介護サービスの利用者の5人に1人ほどが該当すると予想されています。

## 介護される側になることの心配

誰しも「元気で明るい老後生活」を送りたいと思うものですが、病気やケガなどによって要介護の生活を余儀なくされる方も多いのが現実です。

厚生労働省の「介護保険事業状況報告(平成25年3月(暫定))」によれば、要介護(要支援)の認定者は約561万人となっています。介護保険がスタートした平成12年度には約256万人であったため、2倍以上に膨れ上がったことになり、その勢いは止まりそうにありません。

### ●介護に対する不安感は切実…

高齢社会に突入している現在、介護の問題は切実です。親の介護も心配ですが、自分自身が介護される側になることに不安を感じている人も多いようです。

### ●自分自身が要介護者になる不安の有無

	よくある	ときどきある
平成 7年9月調査	21.7%	45.4%
平成15年7月調査	22.3%	46.6%
平成22年9月調査	27.7%	47.4%

[内閣府「介護保険制度に関する世論調査(平成22年9月調査)】

上の表は、要介護者になる不安を感じる事が「よくある」「ときどきある」の回答のみしか掲載していませんが、この2つで全体の約4分の3を占めています。

なかでも「よくある」と答えた人が前回調査に比べて5ポイント以上伸びているのは注目すべき点です。

### ●経済面での不安を感じている人もとても多い

公的介護保険において、要介護度の限度以内で介護サービスを利用する限り、利用者の負担は原則1割(一定以上所得者の場合2割)となっています。

しかし、限度を超えたサービスを利用する場合や、「上乘せサービス」や「横だしサービス」、また、そもそも介護サービスに含まれない民間サービスなどを利用したとき、その負担は1割ではなく、全額自己負担となることは良く知られていることです。

自分が介護される側になったとき、家族に経済的負担をかけることを心配している人がとても多いのが現状です。